

安全保障輸出管理に係る今後の対応について

平成 19 年 5 月 28 日
海洋研究開発機構
経営企画室 国際課

1. 背景

大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性が高まっており、政府より先端の研究開発を行う大学や公的研究機関における輸出管理について適切に行うよう通達がでています。

このような環境下で、海洋研究の分野においても、観測機器等を公海上へ輸出することから管理体制を厳格に運用することを求められております。

外為法が要請している要点は、「規制されている貨物又は技術（以下、貨物等という。）を輸出又は提供（以下、輸出等という。）しようとする者は経済産業大臣の許可を受けなければならない。（法第 48 条、第 25 条）」と規定されております。

2. 海洋研究開発機構における体制等整備

（1）体制整備

当機構としても、安全保障輸出管理規定を改定し、平成 19 年 2 月に経済産業省へ届出、施行開始し管理体制を整備しております。

輸出管理の基本は、それぞれの役割と責任において、次の 4 点を確認することです。

- ① 対象の貨物等は規制に該当するか（メーカー等より該非判定書類の入手）
- ② 輸出等の仕向地はどこの地域か（①との関係で許可の要否が決まる）
- ③ 用途は軍事用途若しくは核兵器等の開発等の懸念される用途でないか（軍事転用等を行わない）
- ④ 輸出等の相手（需要者）は③で懸念される相手でないか（外国ユーザー等）

上記①、②については、「各船共通乗船の手引き（当機構発行、2006 年 10 月改定）」の乗船の手続きとして、搭載する機器等について外為法上の必要な手続きをお願いしているとおりであり、この点が変更になるものではありません。

(2) 用途、需要者等の確認

一方、今般の規定改定に伴い、機構以外の者から輸出等の申込を受けた場合にはその用途等を確認すべく、必要な情報を提供いただくこととなります。

3. 今後の対応について

安全保障輸出管理にかかる一般的な対応は上記のとおりとなりますが、個々の具体的な対応を検討するにあたっては、当機構保有の船舶の共同利用に係る公募研究における応募者、東京大学海洋研究所及び当機構のそれぞれの法的な位置づけを明確にした上で、これら関係者間の役割と責任を分担する必要があり、別途採択手続き開始までに明確にしたいと考えております。